医師職（公衆衛生）

令和５年１２月１１日実施 論文考査の問題

　2019年に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、2023年5月の感染症法改正により、それまでの新型インフルエンザ等感染症から５類感染症の取り扱いに変わった。法改正までの約３年間は、大阪府庁や保健所の保健医療分野において、相談、検査、患者情報の把握、疫学調査、医療療養体制の確保など、様々な対応が求められた。

　第１波から第３波は、新型コロナウイルス感染症は未知の感染症であり、定まった治療法もワクチンもない中で、様々な体制をゼロから整備することが求められた時期であった。また、第４波から第５波は重症化しやすいアルファ株やデルタ株が流行して入院病床の逼迫が著しい時期、ワクチン接種が進んだ第６波以降は重症化しにくい一方で感染力が強いオミクロン株が流行したために、感染者の急増による医療体制の逼迫が著しくなった時期であり、約３年間の中でも時期によって発生した事象や課題は特徴が異なっていた。

　以上を踏まえて、別添資料を参考とし、次の新たな感染症のパンデミックが発生した場合に向けて、大阪府庁や保健所などの行政機関、病院や診療所、医師会や病院協会などの各関係機関が果たすべき役割について考えられる課題を３項目挙げた上で、それぞれの課題解決に向けた具体的な取組みについて、あなたの考えを述べなさい。

（資料）

・保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検証報告

　別冊　保健・医療分野における第一波から第八波までの新型コロナウイルス感染症への対応－主な取組みと課題（概要）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/37375/00441611/02_gaiyou.pdf>

の７ページ

「大阪府における保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応上の課題」

****